

平成 25 年度 議会運営委員会 行政視察報告書

1 視察日

平成 25 年 7 月 29 日 (月)

2 参加委員

瀧澤逸男(議長)、武藤正信(委員長)、塚田隆敏(副委員長)

中川幹太、上野公悦、上松和子、江口修一、近藤彰治、石平春彦(議員)

3 視察先

・名 称：栃木県議会

・住 所：〒320-8501 宇都宮市埴田 1 丁目 1-20

・人 口：1,987,235 人

・面 積：6408.3K m²

4 テーマ等

通年議会と議会活性化の取り組み

5 視察概要

(1)通年議会導入に当たっての背景

既に栃木県議会では、平成 16 年 6 月から本会議での一問一答方式の導入をはじめ、対面形式での質疑やテレビ、インターネットによる中継、さらには平成 20 年から予算特別委員会のテレビ中継、平成 21 年からはインターネット中継を行うなど、議会改革に着手し、議会活性化に取り組んできた。

そうした中、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災が発生し、栃木県でも甚大な被害が発生した。発生直後から翌年の平成 24 年 2 月までに 10 次にも及ぶ震災対策の補正予算を執行したが、その内 3 度が専決処分に対応せざるを得なかったという経過があり、議会の場での迅速な審議の必要性を感じたことから、通年議会導入が具体的に検討されることになった。

(2)通年議会導入までの経緯

平成 23 年 3 月 11 日 東日本大震災が発生

平成 23 年 4 月 県議会議員選挙

平成 23 年 5 月 臨時議会

平成 23 年 6 月 定例議会

平成 23 年 9 月 定例議会

平成 23 年 9 月 21 日 各党派事務総長などの打ち合わせで通年議会開催に向けた打ち合わせ会始まる(通年議会導入まで計 7 回開催)

平成 23 年 11 月	定例議会
平成 23 年 11 月 30 日	議会あり方検討会設置(通年議会導入まで計 10 回開催)
平成 24 年 2 月	定例会
平成 24 年 3 月 16 日	議会あり方検討会の提言(中間提言)
平成 24 年 3 月 23 日	条例等の改正
平成 24 年 4 月	通年議会として平成 24 年定例会の会期開始される
平成 25 年 4 月 1 日	改正地方自治法に基づく通年会期の開始

(3) 通年議会の主な会議等

- ①招集会議 ・一般選挙後最初に関開く会議で、知事が招集
・会期は招集日から 3 月 31 日まで
- ②通常会議 ・本会議における質疑、質問や委員会での審議などを集中的に行う
・開催時期は当初予算案の上程時期など議案の提出時期を考慮し、概ね 9～10 月、11 月～12 月、翌年の 2 月～3 月
- ③臨時会議 ・通常会議以外であっても、知事からの要請や災害などの突発事態への対応等、所要の審議が必要とされる場合には、臨時議会として柔軟に対応
- ④その他 ・会期における最後の定例日の前日に行われる議会運営委員会で翌年度の会期日程を決定する

(4) 通年議会導入のメリット

- ①災害等の事件に速やかな対応が可能(雪害による除雪等の対策が取りやすい。上越市は地すべり地帯でもあり、水害等にも速やかな対応が可能である)
- ②委員会の所管事務調査の開催が随時可能
- ③専決処分が減少し、議会の役割の増加が見込める(今まで上越市では、除雪費等で数十億円が専決処分となっていた)
- ④質問・質疑に十分な時間が取れる(常任委員会の慎重な審議や議員間討議もやりやすくなる)
- ⑤参考人や公聴会をさらに活用できる
- ⑥議会の審議が適切な時期に開催可能(例えば、工事等を冬期間前に発注することも可能になるのではないか)

(5) 通年議会導入のデメリット

- ①本会議等の開催回数増加による経費や労力の増加(事務方、副市長初めとする理事者側の制約が増大して、他の公務や住民サービスに支障をきたす恐れがある)
- ②通年議会をやることにより行政改革が停滞するのではないか
- ③開催予定日以外の会議開催が困難(他の自治体では、まだ通年議会が常態化していない中で、議長公務との調整困難が予想される)

- ④閉会中の議員活動等への影響（多忙になることにより、議員活動のスケジュール調整が難しくなるのではないか）
- ⑤一事不再議の原則適用の長期化
- ⑥議員の審議に対する集中力低下の恐れ
- ⑦議会事務局の補佐機能低下の恐れ（会議の開催回数と比例して、議会事務局の作業も増加することになるため、他の議会活動への補佐機能に支障をきたす恐れがある）

(6) 県議会における議会活性化の取り組み

平成 11 年 5 月	情報公開・議会活性化等検討委員会を設置
平成 12 年 3 月	栃木県議会情報公開条例を制定 地方分権・議会活性化等検討会を設置
平成 14 年 9 月	決算特別委員会を 3 カ月前倒しで設置
平成 15 年 5 月	議会活性化検討会を設置
平成 16 年 3 月	会議録検索システムを県議会ホームページに新設 議会活性化検討協議会を設置
平成 16 年 4 月	委員会の会議録を会議録検索システムの閲覧対象に追加 政策立案機能強化のため議会事務局政策調査課に政策法令担当 を設置
平成 16 年 6 月	本会議の質疑、質問のテレビ及びインターネット中継開始
平成 16 年 10 月	決算特別委員会の審査方式を委員会に統一
平成 19 年 5 月	議会活性化検討会を設置
平成 20 年 6 月	予算特別委員会を設置
平成 20 年 10 月	決算特別委員会の部局別調査を常任委員会へ委嘱
平成 21 年 10 月	予算特別委員会総括質疑のインターネット中継開始
平成 23 年 11 月	議会あり方検討会を設置
平成 24 年 3 月	通年議会導入を決定 常任委員会において特定テーマの調査・研究実施を決定
平成 24 年 4 月	通年議会開始 ※平成 24 年の会期は 4 月～12 月 常任委員会において特定テーマの調査・研究開始
平成 24 年 7 月	常任委員会の通告質疑のインターネット配信開始
平成 24 年 12 月	平成 24 年議会あり方検討会の提言 (予算編成方針に係る説明の場の設置、予算・決算特別委員会の 実質的な一体化等)
平成 25 年 4 月	改正地方自治法に基づく通年会期がスタート

6 所感

通年議会により、首長による専決処分 of 乱発は防げるのでメリットは多いと思うが、例えば突発的な風水害や除雪等の費用などの緊急的な補正では、市町村と県とでは大き

な違いがあるため、地方自治法第 180 条の拡大などにつながっていく恐れがないとも言えない。また、執行部の負担、特に議会事務局の負担は相当大きくなっていくと思われる。議員も同様で、緊急に会議を開催する事案が増える可能性があることから、議員の拘束性も強くなり、議員としての諸活動や予定等にも大きな負担となることが予想される。

議会の活性化の取り組みについては極めて進んでいると思われるが、形にとらわれ過ぎて必要以上の手法がとられている面もあると感じた。住民にとって議会が分かりやすい、透明性が求められるのはもったいであるが、本来の市民本位の議員活動・議会活動が狭められるものであってはならない。

しかし、首長による専決処分の乱発を防ぐというメリットだけではなく、車の両輪にたとえられる議会と行政の中で、議会の役割増加が見込まれる。特に議長の権限で議会が開催されることがあげられる。また、常任委員会の所管事務調査の開催が随時可能となり、委員会活動がより活性化されることが見込まれる。

当市議会の議会活性化の取り組みは道半ばであるが、以上の点も考慮しながら、市民や議員にとって最も効果的な方法を求めていかなければならないと思う。